

第4章

自立を促進するための経済的支援策等

児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活を安定させるとともに自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、その母又は養育者に対して支給されるものである。

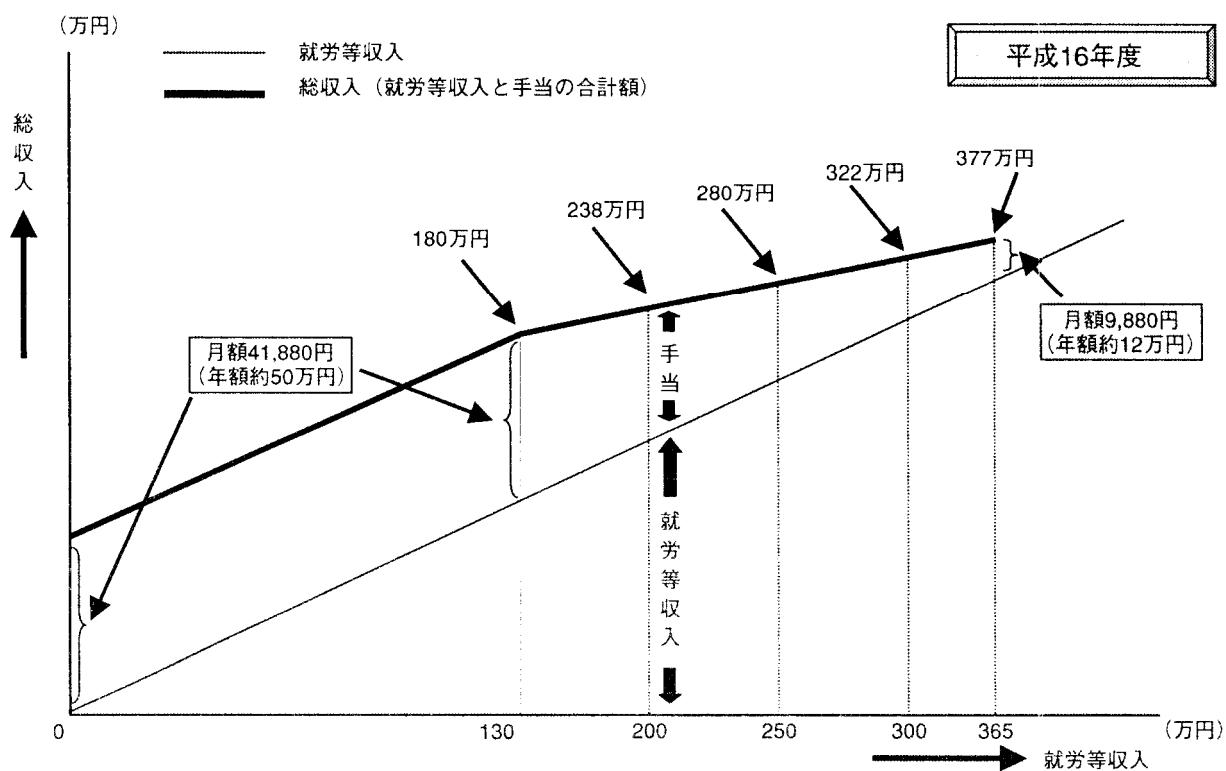
手当額については、受給者の所得（収入から各種控除額を減じたもの。受給者やその児童が父から養育費を受け取っている場合には養育費の8割相当額を加える。）と扶養親族等の数を勘案し、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決まることとなる（図表4-1-1）。

図表4-1-1 所得制限限度額

扶養親族等の数	全部支給の所得 制限限度額	一部支給の所得 制限限度額
	万円	万円
0人	19	192
1人	57	230
2人	95	268
3人	133	306
4人	171	344
5人	209	382

なお、従来の児童扶養手当は、所得に応じて手当額が2段階であったため、収入が増えても、収入と手当の合計額である総収入額がかえって減少してしまう場合があったが、平成14（2002）年8月の改正以後は、就労により収入が増えた場合、手当を加えた総収入がなだらかに増えていくように、手当額がきめ細かく定められている（図表4-1-2）。

図表4-1-2 児童扶養手当の給付水準（母と子ども1人の世帯）



母と子ども1人の母子世帯を例にとると、おおむね、収入が130万円（「所得」で57万円）未満の場合は、全額が支給され、収入が130万円以上で365万円未満（「所得」で57万円以上で230万円未満）の場合には、一部が支給される。

手当額は、基本的に、消費者物価指数に応じて毎年度改定され、平成16（2004）年度は、全額支給の場合の月額は41,880円、一部支給の場合の月額は41,870円から9,880円までの10円きざみの額であった。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

児童扶養手当受給者数は、平成17（2005）年1月現在で932,656人である。そのうち、全額支給されている者は585,929人、一部支給されている者は346,727人である（厚生労働省大臣官房統計情報部「福祉行政報告例」）。

母子福祉資金貸付金

母子福祉資金貸付金は、母子家庭の母等が、経済的な自立や児童の就学などで資金の貸付けが必要となったときに、都道府県、指定都市、中核市により貸し付けられる資金である。

母子福祉資金貸付財源の3分の1を地方公共団体が負担し、3分の2を国が負担している。

平成16（2004）年度の国の予算額は49億7000万円で前年度比17.6%減となっている。

母子福祉資金貸付金の種類は、修学資金、事業開始資金、生活資金など計13種類である（図表4-2-1）。

資金を借りるに当たっては、保証人は必要であるが、利子は、資金の種類により、無利子のものと3%のものがある。償還期間は3年間から20年間である。

母子福祉資金貸付金の貸付実績は、件数が57,877件（平成15年度）で前年度比2.5%増、金額が23,496,252千円（平成15年度）で前年度比3.5%増となっている。

また、平成16（2004）年度からは、就学支度資金の貸付限度額を、私立高校については30万円から36万円に、私立大学については45万円から52万円に引き上げた。

図表4-2-1 母子福祉資金貸付金の概要

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利率
事業開始資金	母子家庭の母 母子福祉団体	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子福祉団体については政令で定める事業)を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000円 団体 4,260,000円 (注)複数の母子家庭の母等が共同して起業する場合の限度額は団体貸付の限度額を適用できるものとする		1年	7年以内	無利子
事業継続資金	母子家庭の母 母子福祉団体	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000円 団体 1,420,000円		6か月	7年以内	無利子
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金	高校、専修学校(高等課程) 一私立の限度額 (自宅) 月額 45,000円 (自宅外) 月額 52,500円 大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) 一私立の限度額 (自宅) 月額 79,500円 (自宅外) 月額 94,500円 専修学校(一般課程) 月額 43,500円 (注)高等学校、高等専門学校及び専修学校に就学する児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	就学期間中	当該学校卒業後 6か月	20年以内 専修学校(一般課程) 5年以内	無利子
技能習得資金	母子家庭の母	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するため必要な資金(例:訪問介護員(ホームヘルパー)、ワープロ、パソコン、栄養士等)	【一般】 月額 50,000円 【特別】 一括 600,000円 (12か月相当) 運転免許 460,000円	知識技能を習得する期間中 3年をこえない範囲内	知識技能を習得後 6か月	10年以内	無利子
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するため必要な資金	月額 50,000円 運転免許 460,000円 (注)修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記の額に児童扶養手当の額を加算した額	知識技能を習得する期間中 3年をこえない範囲内	知識技能を習得後 6か月	6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父母のない児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	一般 100,000円 運転免許 320,000円		1年	6年以内	無利子

(つづく)

(つづき)

資金の種類	貸付対象等	貸付限度額	貸付を受ける期間	据置期間	償還期限	利 率	
医療介護資金	母子家庭の母又は児童(介護の場合は児童を除く)	【医療】450,000円 【介護】500,000円		6か月	5年以内	無利子	
生活資金	母子家庭の母	知識技能を習得している間、医療介護資金を借り受けている間、母子家庭になって間もない(7年末満)母の生活を安定・継続する間(生活安定期間)又は失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	【一般】月額 103,000円 【技能】月額 141,000円 (注) 生活安定期間の貸付は、配偶者のない女子となった事由の生じたときから7年を経過するまでの期間中、月額103,000円、合計240万円を限度とする。 また、生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用については、1,236,000円(一般分の12か月相当)を限度として貸付ができる。	・知識技能を習得する期間中3年以内 ・医療又は介護を受けている期間中1年以内 ・離職した日の翌日から1年以内	知能後、医療若しくは介護終了後又は生活安定期間の貸付若しくは失業中の貸付期間満了後6か月	技能習得10年以内 医療又は介護5年以内 生活安定貸付8年以内 失業5年以内	年3% (医療介護資金と合わせて貸付けられる場合及び技能習得期間中の貸付については無利子) (注) 生活安定期間貸付の場合は、月額2万円、合計48万円を超えない範囲を無利子とする
住宅資金	母子家庭の母	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000円	6か月	6年以内 特別 7年以内	年3%	
資転宅	母子家庭の母	住宅を移転するため住宅の貸借に際し必要な資金	260,000円	6か月	3年以内	年3%	
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父母のない児童	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 39,500円 中学校 46,100円 国公立高校 85,000円 修業施設等 100,000円 私立高校 360,000円 国公立大学・短大等 380,000円 私立大学・短大等 520,000円		6か月 就学20年以内 修業5年以内	無利子	
結婚資金	母子家庭の母	母子家庭の母が扶養する児童の婚姻に際し必要な資金	300,000円	6か月	5年以内	年3%	
特例児童扶養資金	母子家庭の母	平成14年7月に児童扶養手当の支給を受けていた者であって、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額が平成14年7月分の児童扶養手当の額未満であること(全部停止を除く)	平成14年7月分の児童扶養手当の額から、申請の際に現に支給を受けている児童扶養手当の額を控除した額	5年	貸付期間満了後1年(貸付を受けた者が死亡、児童を扶養しなくなった場合は6か月)	10年以内 無利子	

(注) 債 還: 年賦、半年賦、月賦いずれも可能で繰上償還もいつでもできる。

違約金: 年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかったときは、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元利金につき年10.75%の違約金が徴収される。

数字は平成16(2004)年度のものである。

1

養育費確保の現状

離婚母子家庭のうち養育費の取決めをしている世帯は、34.0%となっている。それ以外の世帯において養育費の取決めをしていない理由としては、「相手に支払う意思や能力がないと思った」が最も多く（48.0%）、次いで「相手と関わりたくない」が20.6%、「取決めの交渉をしたが、まとまらなかった」が9.8%などとなっている。

また、養育費の受給状況については、現在も受給している者が17.7%、受けたことがある者が15.4%、受けたことがない者が66.8%となっている。養育費を現在も受けている又は一度でも受けたことがある者の養育費の1世帯当たりの平均額は、月額44,660円である（厚生労働省雇用均等・児童家庭局「全国母子世帯等調査」（平成15年））。

このように、養育費の確保は必ずしも十分に進んでいない状況にあるが、母子家庭が経済的に自立し、その児童が健やかに成長するためには、養育費の確保は重要である。

平成14（2002）年11月の母子及び寡婦福祉法の改正（平成15年4月1日施行）においても、養育費の確保を推進するため、児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと、児童を監護する親も養育費を確保できるよう努めるべきこと、国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきことが規定されたところである。

2

養育費の手引きの作成等

離婚する父母等が養育費の取決めをするためには、いわゆる「養育費の額の相場」を知っておくことが重要であるが、これまで、そのような相場を平易にまとめたものはなかった。このため、司法関係者が簡易迅速な養育費の算定方法を発表したことを受け、これを母子家庭に対する相談業務等において活かすべく、平成15（2003）年3月に各地方公共団体に対し通知を发出して周知を図った。

また、養育費の取決め・確保を促進するため、平成16（2004）年3月には、上記養育費の算定方法や養育費を徴収するための手続等をまとめた「養育費の手引き」を作成し、相談業務等において活用されるよう各地方公共団体等に配布したところである。

3

民事執行法の改正

平成16（2004）年4月1日に施行された「担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律」による民事執行法の改正により、養育費など扶養義務等に基づく定期的な債権について、相手方が期限の到来した分の養育費を支払わない場合において、その給料や賃料等を差し押さえるときには、将来の分についてもまとめて強制執行の手続をとることができるようになり、養育費確保の手続的な負担は軽減されることとなった。

さらに、これまでの強制執行制度では、養育費等の金銭債権について、直接強制の方法（債務者の財産を換価して支払を受ける方法）によることはできるが、間接強制の方法（相手方が

履行しない場合には一定の制裁金を支払うよう裁判所が命じて、履行を心理的に強制する方法)によることはできないこととされている。しかし、債務者の給料を差し押さえる直接強制の方法は、そもそも給料など継続的な給付を受けていない債務者に対しては実効性が乏しいし、債務者によっては、給料を差し押さえてしまうと勤務先に居づらくなつて辞職又は失職してしまうおそれがある、差押えをすることがためらわれる場合も考えられる。

このため、養育費等の金銭債権については、債務者の給料を差し押さえる等の直接強制のほか、制裁金を課すなどの間接強制の方法によるることも認めることとする民事執行法の改正等を内容とする「民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律案」が第159回国会に提出され、平成16(2004)年12月に成立し、平成17(2005)年4月1日から施行されている。

4 母子福祉資金貸付金の貸付け

母子家庭の児童についての養育費の確保を促進する観点から、母子福祉資金貸付金の1つである生活資金の貸付けの運用を見直し、平成15(2003)年4月1日より、養育費の確保に係る裁判に要する費用について、123万6千円を限度として生活資金を一括して借り受けることができるようになっている。

5 地方公共団体における相談

各地方公共団体において、母子自立支援員等が母子家庭に対し養育費に関する相談に応じているほか、母子家庭等就業・自立支援センター事業の一環として、養育費等の法律相談を行っている。